

マイナンバー制度開始に伴う本人確認にご協力ください

平成 28 年 1 月から、介護保険の申請書類に、原則として被保険者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

また、個人番号が記載された書類を受け取る際は、窓口で本人確認等も併せて行うこととなります。なりすまし等を防止するため、ご協力をお願いいたします。

1 本人が来庁して申請する場合

「番号確認」と「本人確認」が必要になります。

マイナンバー確認書類	本人確認書類
(1)個人番号カード（1枚で両方の確認書類を兼ねています。）	(1)個人番号カード（1枚で両方の確認書類を兼ねています。）
(2) (1)が用意できない場合 ・通知カード ・マイナンバー入りの住民票の写し いずれか一つ	(2) (1)が用意できない場合 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・療育手帳 ・官公署から発行、発給された書類等で写真の表示等の措置が施されているもの いずれか一つ
※上記確認書類の提示が困難な場合は、その旨を申し出てください。	(3) (1)、(2)が用意できない場合 ・公的医療保険の被保険者証（介護・国保・後期高齢者等） ・年金手帳 ・官公署から発行・発給された書類で氏名と生年月日又は住所が記載されているもの いずれか二つ

2 代理人が来庁して申請する場合

「代理権確認」、「代理人の本人確認」、「本人の番号確認」が必要になります。

代理権の確認書類	代理人の本人確認書類	本人のマイナンバー確認書類
・ご本人の介護保険証又は健康保険証などの官公署から本人に対し一に限り発行・発給された書類 ・委任状 ・戸籍謄本又はその資格を証明する書類（成年後見人等法定代理人の場合） いずれか一つ	・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・療育手帳 ・官公署から発行、発給された書類等で写真の表示等の措置が施されているもの（居宅介護支援専門員証等） いずれか一つ	・個人番号カード（写し可） ・通知カード（写し可） ・マイナンバー入りの住民票の写し いずれか一つ
	上記書類が用意できない場合 ・公的医療保険の被保険者証（介護・国保・後期高齢者等） ・年金手帳 ・官公署から発行・発給された書類で氏名と生年月日又は住所が記載されているもの いずれか二つ	※上記確認書類の提示が困難な場合は、その旨を申し出てください。

※ 郵送の場合は、申請書と確認書類の写しを同封してください。